

マネージメント・レター 250グループ法人税制

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても持株会社制の様な法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する必要が生じている事から、100%支配関係（発行済株式全部を直接または間接に保有する関係）のグループ内国法人全てに対し、資本に係る取引等に係る税制の見直しが行われる事になりました。

～主な見直し項目の概略～

100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べ

資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益については、その資産がグループ外に移転する等の時まで、計上を繰り延べするというものです。

100%グループ内の法人間の寄附

完全支配関係がある内国法人間での寄附金については、支出法人においてその全額が損金不算入となり、受領法人においてその全額が益金不算入となります。

100%グループ内の法人からの受取配当の益金不算入（負債利子控除）

大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人又は相互会社等との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人については、中小法人等に認められている軽減税率等のいわゆる「中小特例制度」の適用が認められなくなります。

清算所得課税

清算所得課税が廃止され、清算中の内国法人である普通法人又は協同組合等に各事業年度の所得に対する法人税が課されるようになります。

連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し

は平成22年10月1日取引分より、
は平成22年4月1日以後開始事業年度より適用
(参考資料：税務研究会HP)

詳しくは当事務所、監査担当者までご相談ください。

 今月のワンポイント 

～祝日が続く5月～

5月は様々な名目で祝日が並んでいます。

春と秋に5日間の連休を地域ごとにとずらして分散化する方向へ検討するという話が出ましたが、今後は祝日の意味が薄れていってしまうのでしょうか。